

全国自治体職員サッカー連盟関西支部

全国自治体職員サッカー連盟関西支部規約

第1章 総 則

第1条 本支部は、全国自治体職員サッカー連盟関西支部（以下「支部」という）と称する。

第2条 支部は、全国自治体職員サッカー連盟規約（以下「連盟規約」という）第7条に定める支部である。

第3条 支部の事務局は、運営委員の属する自治体に置く。

第2章 目 的

第4条 支部は、地方自治体職員の親睦と交流を図るとともに、公の施設の設置、管理にあたるものとして、日本サッカーの普及と発展のためにささやかながら貢献することを目的とする。

第3章 事 業

第5条 支部は、第4条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 全国自治体職員サッカー選手権大会関西予選の実施
- (2) サッカー場増設のための各自治体への働きかけ
- (3) サッカー競技に関する研究及び指導
- (4) その他支部の目的達成に必要な事業

第4章 組 織

第6条 支部は、関西地方（大阪府・京都府・滋賀県・奈良県・兵庫県・和歌山県）に属する地方自治体（府県及び市町村その他）職員で構成するサッカーチームで、連盟規約第6条に基づく支部加盟チームをもって組織する。

- 2 支部加盟チームは第4条の目的を誠意をもって行うチームでなければならない。

第5章 代表者会議

第7条 支部の適正な運営を図るため、代表者会議を開催する。

第8条 代表者会議は、支部長、運営委員及び支部加盟チームの代表者をもって組織する。

第9条 代表者会議は、次の事項を審議決定する。

- (1) 役員を選出に関すること
- (2) 事業計画の立案及び実施に関すること
- (3) 予算及び決算に関すること
- (4) 本規約の制定、改廃に関すること
- (5) その他支部の運営上特に必要と認めた事項

第10条 代表者会議は、必要に応じて支部長が招集する。ただし、支部加盟チームの代表者の3分の1が開催の理由を示して請求した時は、遅滞なくこれを招集しなければならない。

第6章 役員

第11条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 運営委員 1名

第12条 支部長は、運営委員の属する自治体から選出する。

- 2 支部長は、支部を代表し総理する。
- 3 支部長は、連盟規約第12条に定める連盟副会長に就任する。

第13条 運営委員は、代表者会議において支部加盟チームから選出する。

- 2 運営委員は、全国自治体職員サッカー連盟事務局及び支部加盟チームと連絡を図り事務を処理する。
- 3 運営委員は、連盟規約第8条に定める運営委員会に出席する。

第14条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

第15条 役員に欠員を生じたときは、直ちに補任するものとし、その任期は前任者の残余期間とする。

第7章 会計

第16条 支部の経費は、次のものをもって充てる。

- (1) 支部加盟チームの会費
- (2) その他の収入

第17条 支部加盟チームは、次の会費を支部事務局に納入する。

- (1) 連盟費（連盟規約第18条に定める会費）
- (2) 運営費（支部運営に必要な経費）

第18条 支部の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

第19条 支部の決算は、毎会計年度終了後、代表者会議で監査を受け、代表者会議の議決を得て、支部加盟チームに報告する。

[附 則]

この規約は、平成15年4月5日から施行する。

加盟（参加）資格

日本サッカー協会（規約細則第2条に基づく第1種加盟団体）及び全国自治体職員サッカー連盟に加盟登録されている地方自治体職員（都道府県及び市町村区職員ほか）のみをもって編成されたチームであって、下記の資格を有するものに限る。

記

- 1 平成29年度加盟団体登録の手続きを完了（見込みを含む）し、加盟費納入済（見込みを含む）であること。
- 2 1自治体1チームとする。ただし、特別地方公共団体（組合消防本部など）は、1自治体として取り扱う。
- 3 選手資格
 - (1) 日本サッカー協会第1種加盟団体の選手とする。
 - (2) 地方自治体職員（都道府県及び市町村区職員ほか正規職員）とし、警察職員及び教職員などは資格がない。
 - (3) 日本サッカー協会に加盟登録されている他チームの選手で、当該自治体職員の身分を有する者であれば、当該チームに参加させることができる。
- 4 選手証について
予選大会会場にて、当番チームにて選手確認を行うため、必ず持参すること。
- 5 加盟（参加）資格等に疑義のある場合は、あらかじめ全国自治体職員サッカー連盟関西支部事務局に意見を求めること。なお疑義のある場合は、全国自治体職員サッカー連盟運営委員会がこれを裁定する。